

恵那市市勢要覧(20周年記念)作成業務仕様書

1. 件名

恵那市市勢要覧（20周年記念）作成業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和6年10月10日まで

3. 委託内容

市勢要覧作成に関わる企画、取材、写真撮影、原稿作成、レイアウト、デザイン、コピー作成、イラスト作成、編集、校正、版下、印刷、製本、納品までの作業一式

(1) 企画立案・構成・デザイン・レイアウト

基本はプロポーザルにて採用した企画案に基づくが、市の要望による修正、再立案に対応すること。

(2) 写真・取材

基本はプロポーザルにて採用した企画案に基づき事業者が主導して行うが、市の要望にも対応するものとする。市が所有する写真や資料の提供も可能とする。

(3) 校正

全体校正を2回以上、色校正を2回以上とし、部分校正は随時とする。

(4) 納品期限

令和6年10月10日

4. 作成する冊子（成果物）について

(1) 成果物の要件

- ①ワークショップや取材などを通して特に若い世代の声を紹介しながら、次の20年に向けて市の魅力を伝えるもの。
- ②今の市の姿を記録するとともに20年の歩みを振り返り、未来に向けた展望を示すもの。
- ③市のプロフィール（沿革、総合計画、統計資料、主要行事、地図など）を紹介できるもの。
- ④写真を中心としたデザインと簡潔な文章で、視覚的に分かりやすいもの。
- ⑤日本語版の他に同デザインの英語版があること。
- ⑥デジタルでも紹介でき、他媒体との連携などにより広く情報発信できるもの。

(2) 成果物の規格・仕様

- ①版型 A4判
- ②ページ数 24ページ
- ③色数 4色
- ④紙質 ・一部は、市内で回収された古紙100%の紙とする

・本文は、市勢要覧に適していると思われる再生紙を使用する

⑤製本 中綴じ製本

(3) 納品する成果物

①日本語版冊子の印刷部数 2, 000部

②電子書籍またはPDFデータと、イラストレーターまたはインデザインで作成したデータ（日本語版・英語版）CDまたはDVDメディアに保存

③当該業務で収集した資料・写真等は、掲載しないもの含め、恵那市が今後必要に応じて使用できるように整理して引き渡すこと。

5. 契約に関する条件等

(1) 成果品等の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は市に帰属するものとし、また、市は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ウェブサイト配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、恵那市個人情報保護条例（平成16年10月25日恵那市条例第15号）を遵守しなければならない。